

令和 2年度

東京湾中央航路施工及び調査関係資料作成業務

特記仕様書

令和 2年 2月

国土交通省 関東地方整備局
東京湾口航路事務所

1. 業務概要

本業務は、東京湾中央航路の開発及び保全業務にかかる施工及び調査等に関する資料作成等を行う業務である。

なお、本業務は、入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等、評価テーマに対する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

2. 業務場所及び現場調査場所

東京湾中央航路の対象業務現場(東京湾内及び千葉県富津市)

3. 履行期間

令和 2年 4月 1日から、令和 3年 3月31日までとする。

なお、履行期間中における土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇を休日として設定している。

4. 業務内容

業務名称	業務内容	単位	数量	摘要
東京湾中央航路施工及び調査関係資料作成業務	施工状況確認補助業務・監督補助業務	式	1	
	発注補助業務	式	1	
	資料作成業務	式	1	
	打合せ	回	10	
	協議・報告	回	2	
	成果物	式	1	

5. 業務仕様

5-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」(国土交通省港湾局 平成31年3月)の定めによるものとし、これによりがたい場合については、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」(国土交通省港湾局 令和 元年12月)の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議して本業務を実施するものとする。

5-2 一般事項

本業務の実施にあたっては、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 管理技術者等は、安全に留意し、事故等が発生しないよう十分注意しなければならない。
- (2) 管理技術者は、調査職員と十分に打合せを行い、調査職員が提示する工事計画、工事実施状況、調査・設計・施工に係る資料及び発注者が関係機関と調整を行った事項を十分把握した上で、業務を行うものとする。
- (3) 管理技術者は、業務の実施状況を常に把握し、調査職員が業務内容を把握できるよう連絡を密にしなければならない。

5-3 業務内容

(1) 施工状況確認補助業務・監督補助業務

本業務は、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」第2編 第3章に規定する、施工状況確認補助業務・監督補助業務について実施するものとする。

なお、測量・調査等業務については、請負工事の業務内容に準じるものとする。

(2) 発注補助業務

本業務は、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」第2編 第1章に規定する、発注補助業務について実施するものとする。

なお、測量・調査等業務については、請負工事の業務内容に準じるものとする。

(3) 資料作成業務

調査職員が指示する以下の資料作成を行うものとする。

- ① 工事及び調査に関する協議調整資料
- ② その他調査職員の指示に基づく資料

5-4 対象工事

本業務の対象工事は以下のとおりとする。

なお、対象工事等に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

(1) 施工状況確認補助業務・監督補助業務

① 令和 2年度対象件名

対象予定工事	工期 (参考)
● 工事	
東京湾中央航路西側護岸他付帯工事(その2)	令和元年11月～令和2年10月

② 令和 2年度対象件名

対象予定工事・業務名称	件数	工期・履行期間 (参考)
● 工事		
東京湾中央航路(港湾土木工事)	1	令和2年5月～令和3年3月 上期 1件
● 業務		
東京湾中央航路測量調査等業務(土質調査、基準点測量)	2	令和2年6月～令和2年12月 上期 2件

(2) 発注補助業務

① 令和 2年度対象件名

対象予定工事名称	件数	工期 (参考)
● 工事		
東京湾中央航路西側護岸他付帯工事(その2)(二次変更)	1	令和元年11月～令和2年10月

② 令和 2年度対象件名

港名	対象工事等区分	件数
● 工事		
東京湾中央航路	港湾土木工事	2

5-5 実施体制

(1) 管理技術者は、下表に示す何れかの資格を有する技術者であるものとする。

区 分	資 格 等
管理技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士(総合技術監理部門-建設又は建設部門) ・APECエンジニア(Industrial、Civil又はStructural) ・1級土木施工管理技士 ・博士(工学) ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ) ・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会委員長」が認定した発注者支援技術者(土木)Ⅰ種 ・RCCM(港湾及び空港部門)又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る) 但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者

(2) 打合わせは、本業務を的確に遂行するために1回/月以上行うものとする。

(3) 土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇及び夜間に業務を行うことが必要となった場合、調査職員より事前に管理技術者に通知するものとする。

(4) 本業務を円滑に実施するために配置する担当技術者は下表に示す資格を有する技術者であるものとする。

区 分	資 格 等	員 数 (参考数量)
担当技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士(総合技術監理部門-建設又は建設部門)、技術士補(建設部門) ・APECエンジニア(Industrial、Civil又はStructural) ・1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者、土木学会1級技術者又は土木学会2級技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ) ・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会委員長」が認定した発注者支援技術者(土木)Ⅰ種又はⅡ種 ・RCCM(港湾及び空港部門)又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る) 但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者 ・「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験が1年以上の者 ・港湾又は空港関係の技術的行政経験を10年以上有する者 	1人以上

(5) 担当技術者は、業務の実施にあたっては、関連する港湾工事等の施工方法等についても把握するとともに、別に定める「港湾請負工事積算基準」等を十分理解のうえ厳正に実施するものとし、ワープロソフト、表計算ソフト、製図ソフトを使用できる者とする。

5-6 協議・報告

本業務の遂行にあたっては、調査職員と管理技術者が業務全体の計画等について協議又は報告を行うものとし、事前協議、最終報告の計2回行うものとする。

なお、業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認

められた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

5-7 成果物

- (1) 業務完了時には、成果物及び提出資料をとりまとめの上、成果物として提出するものとする。
なお、成果物の内容、体裁については調査職員の指示によるものとする。
電子納品 CD-R又はDVD-R 2枚
- (2) 成果物の提出先は、下記のとおりとする。
横須賀市新港町13番地
国土交通省 関東地方整備局 東京湾口航路事務所
- (3) 発注者は、成果物の引き渡し前であっても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができるものとする。

6. 資料等の貸与

- (1) 本業務に必要な資料を貸与するものとする。
 - ①対象工事の設計資料等
 - ② 対象工事の発注用設計図書(特記仕様書(案)、図面及び数量計算書)
 - ③ その他必要と認められる資料等

7. その他

- (1) 業務の実施にあたり、受注者は東京湾口航路事務所の近隣に事務室等を自ら確保し、必要な事務機等を備えなければならない。
- (2) 本業務を実施するにあたり、必要となる交通船については東京湾口航路事務所の航路調査船を使用することができる。
なお、使用にあたっては、調査職員と調整しなければならない。
- (3) 本業務を実施するにあたり対象工事現場に臨場する際は、公共交通機関の利用を想定しているが、調査職員と協議するものとし、旅費については履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。
- (4) 図面は、「CAD製図基準(案)」に基づいて作成しなければならない。また、図面作成の運用にあたっては、「地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品等運用ガイドライン【資料編】」を参考とする。
- (5) 打合せ等に係る旅費については、横浜駅から横須賀中央駅間を想定して計上している。
なお、契約後、調査職員と協議のうえ、受注者の最も近い本・支店の最寄り駅からの旅費に変更契約するものとする。
- (6) 本業務は、施工情報調査の対象業務であるため、別途調査職員より通知される調査要領に基づき調査表の作成を行わなければならない。
- (7) 本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と別途協議するものとする。
- (8) 技術提案
 - 1) 技術提案履行計画書
受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。なお、反映する技術提案については、技術提案履行計画書を作成するものとする。

2) 技術提案履行計画書の変更

発注者の事情による条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案が履行できない場合は、発注者と別途協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術提案履行計画書の変更を行い、調査職員に提出するものとする。

3) 技術提案書不履行の場合の措置

受注者の責により技術提案書の内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

4) その他

技術提案書に基づく業務料の変更は、行わないものとする。

(9) 配置技術者の確認について

1) 受注者は、業務計画書(港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 1-11 業務計画書)の業務組織計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。

2) 業務実績情報システム(テクリス)に登録できる技術者については、以下の確認などにより、業務に携わっていることを調査職員が確認できるものとし、業務完了までに、受発注者双方で確認の上、確定するものとする。

① 業務打合せ(電話等打合せを含む)等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者

② 現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で確認できる者

3) 完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の署名を付すものとする。

なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。

4) 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム(テクリス)へ登録された場合についても同様とする。

以 上